

○群馬県警察特定個人情報取扱要綱の制定について（例規通達）

平成28年3月30日群本例規第12号（広）警察本部長

改正

平成31年2月26日群本例規第7号（務）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）に基づく特定個人情報の適切な管理のため、別添のとおり群馬県警察特定個人情報取扱要綱を制定し、平成28年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

群馬県警察特定個人情報取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）に規定する個人番号その他の特定個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

第2 定義

この要綱で使用する用語は、法第2条の定めるところによる。

第3 管理体制

1 総括責任者

- (1) 群馬県警察に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、群馬県警察における特定個人情報の安全管理に関する事務を総括するものとする。

2 運用責任者

- (1) 群馬県警察に運用責任者を置き、警務部広報広聴課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、総括責任者を補佐するものとする。

3 保護責任者

- (1) 各所属に保護責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 保護責任者は、所属における特定個人情報を適切に管理するものとする。
- (3) 特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合は、当該所属の保護責任者は、協議の上、それぞれの任務分担を定め、責任を明確にしておかなければならない。

4 事務取扱担当者

- (1) 各所属に事務取扱担当者を置き、保護責任者が任命する者とする。
- (2) 事務取扱担当者の任免は、特定個人情報事務取扱担当者任免簿（別記様式第1号）により行うものとする。
- (3) 保護責任者は、事務取扱担当者の任命に当たっては、特定個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するとともに、事務取扱担当者の役割及び取り扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。
- (4) 事務取扱担当者は、保護責任者の指示に従い、所属における特定個人情報の安全管理に関する事務を行うものとする。

5 監査責任者

- (1) 群馬県警察に監査責任者を置くこととし、警務部総務統括官をもって充てる。
- (2) 監査責任者は、群馬県警察における特定個人情報の安全管理の状況について監査するものとする。

第4 職員の責務

職員は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及びこの要綱等に違反して、特定個人情報が取り扱われている事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護責任者に報告しなければならない。

第5 特定個人情報の取扱い

1 取扱いの制限

- (1) 総括責任者、運用責任者、保護責任者、監査責任者及び事務取扱担当者（以下「総括責任

者等」という。)は、業務上の目的以外の目的で特定個人情報を取り扱ってはならない。

(2) 総括責任者等以外の職員は、特定個人情報を取り扱ってはならない。

2 複製等の制限

事務取扱担当者は、業務上の目的で特定個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護責任者の指示に従い行うものとする。

- (1) 特定個人情報の複製
- (2) 特定個人情報の送信
- (3) 特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他特定個人情報の適切な安全管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 個人番号の利用の制限

保護責任者は、個人番号の利用に当たっては、法があらかじめ定めた事務に限定して行うものとする。

4 個人番号の提供の求めの制限

事務取扱担当者は、個人番号利用事務及び個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

5 特定個人情報ファイルの作成の制限

事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

6 特定個人情報の収集・保管の制限

事務取扱担当者は、法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

7 誤りの訂正等

事務取扱担当者は、特定個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護責任者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

8 媒体の管理

事務取扱担当者は、特定個人情報が記録されている電子媒体(セキュリティワイヤーが取り付けられた電子計算機を除く。)及び書類等については、保護責任者の指示に従い、施錠できるロッカー、書庫、金庫等に保管するものとする。

9 廃棄等

(1) 事務取扱担当者は、特定個人情報又は特定個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバ内に内蔵されているものを含む。)が不要となった場合は、保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(2) 前記(1)の規定による削除又は廃棄は、次の方法により行うものとする。

ア 特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合は、焼却、溶解又はシュレッダーによる裁断等の復元不可能な手段によること。

イ 特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の復元不可能な手段によること。

ウ 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合は、容易に復元できない手段によること。

10 特定個人情報の取扱状況の記録

保護責任者は、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、特定個人情報管理簿(別記様式第2号)及び特定個人情報取扱状況記録台帳(別記様式第3号)を備え置き、特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について、記録するものとする。ただし、特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合は、次の記録等を電磁的方法により行うことにより、これに代えることができる。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 電子媒体、書類等の持ち出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄の記録

- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

11 入力情報の照合等

事務取扱担当者は、入力原票と入力内容との照合、処理前後の特定個人情報の内容の確認、既存の特定個人情報との照合等の必要な措置を講ずるものとする。

12 記録機能を有する機器及び電子媒体の接続制限

保護責任者は、特定個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器及び電子媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

13 取扱区域

保護責任者は、特定個人情報の漏えい等を防止するため、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にしなければならない。

14 電子媒体等の盗難等の防止

事務取扱担当者は、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、その紛失、盗難等に留意しなければならない。

第6 特定個人情報の提供及び業務の委託等

1 特定個人情報の提供

保護責任者は、法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 個人番号利用事務等の委託等

保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、委託先において、法に基づき群馬県警察が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることをあらかじめ確認した上でその可否を判断するとともに、委託後は、必要かつ適切な監督を行うものとする。委託先が再委託する場合（再委託先が再々委託を行う場合等を含む。）も同様とする。

第7 安全確保上の問題への対応

1 事案の報告及び再発防止措置

(1) 特定個人情報が漏えいするなど安全確保の上で問題となると思われる事案（以下「漏えい事案等」という。）が発生した場合において、その事実を知った職員は、速やかに、当該特定個人情報を管理する保護責任者に報告するものとする。

(2) 保護責任者は、前記(1)の規定による報告を受けた場合は、直ちに、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 保護責任者は、前記(1)の規定による報告を受けた場合は、速やかに、漏えい事案等の発生した経緯、被害状況等を調査し、遅滞なく、運用責任者を経て、総括責任者に報告するとともに、当該特定個人情報を取り扱う業務を所管する部長に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに運用責任者を経て、総括責任者に当該事案の概要について報告するものとする。

(4) 総括責任者は、前記(3)の規定に基づく報告を受けた場合は、漏えい事案等の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに、警察本部長に報告するものとする。

(5) 保護責任者は、漏えい事案等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(6) 保護責任者は、漏えい事案等の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

2 公表等

運用責任者は、二次被害、類似事案の発生回避等のため、次により、漏えい事案等について公表を行うものとする。

(1) 漏えい事案等は、原則として、発生後、速やかに公表するものとする。ただし、次のいずれかの場合その他公表することに合理性がないと認められる場合は、公表しないことができる。

ア 公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合

- イ 公表することにより、群馬県警察その他の捜査機関における適正な業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ウ 本人等関係者が公表を望まない場合
- (2) 公表する内容は、次の事項とする。
- ア 漏えい事案等の概要
 - イ 漏えい事案等への対応状況
 - ウ 二次被害の発生状況
 - エ 再発防止策の内容
- (3) 公表の方法は、報道提供、群馬県警察ホームページへの掲載等漏えい事案等の内容に応じて有効な手段を選択するものとする。

第8 監査及び点検の実施

1 監査

監査責任者は、特定個人情報の管理の状況について、定期又は随時、監査を行い、その結果を総括責任者に報告するものとする。

2 点検

保護責任者は、自ら管理責任を有する特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時、点検を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、その結果を運用責任者に報告するものとする。

3 評価及び見直し

総括責任者、運用責任者、保護責任者及び監査責任者は、特定個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から評価するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第9 研修

1 総括責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報の取扱いについて、理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 保護責任者は、所属の職員に対し、特定個人情報の適切な安全管理のため、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与するなどの必要な措置を講ずるものとする。